

NPO法人日本ネイリスト協会

会員向け「ネイルサロン賠償補償制度」のご案内

施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険

拝啓 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。さて、NPO法人日本ネイリスト協会の会員の皆さまの業務における「万が一の事故」に対して少しでもお役に立てるよう2010年7月より、NPO法人日本ネイリスト協会会員向け「ネイルサロン賠償補償制度」を立ち上げました。この機会に是非この制度へのご加入のご検討を頂きますよう、よろしく願いいたします。



【この制度の特徴】

- 会員さまのサロン等の施設や業務に起因する以下の様な損害賠償リスクを補償します。
 - ① 会員さまの所有、使用または管理しているサロン等の施設・設備・用具等の管理の不備により、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。
 - ② 会員さまもしくは、会員さまの従業員等の施術中のミスにより、第三者に身体障害、財物損壊を与えた。
- 店舗で販売された化粧品等に問題があり、肌が荒れてしまった等の事故についても補償します。
- この補償制度はNPO法人日本ネイリスト協会が保険契約者となる団体契約です。この補償制度で申込人・記名被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となれる方は、NPO法人日本ネイリスト協会の会員の方のみです。
- サロン経営者向け補償制度と無店舗型(出張理美容、ネイル業務を行われる方)補償制度の2つの補償制度をご用意しました。

保険期間

平成29年4月1日午後4時 から 平成30年4月1日午後4時まで

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 新宿第一支社
東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル41階
TEL: 03-3347-2931
FAX: 03-3347-2930

取扱代理店

株式会社エヌシーアイ
東京都世田谷区世田谷4-7-6
セイフピア3階
TEL: 03-3426-7757
FAX: 03-3426-9779



NPO 法人 日本ネイリスト協会
Japan Nailist Association
Non-Profit Organization

目次

この補償制度の概要、加入方法について、補償対象となる業務について	P.1
1. サロン店舗管理上におけるお客様への損害賠償補償	P.2
2. 化粧品、ネイルケア商品等の販売商品によるお客様への補償 (サロン経営型、無店舗型共通)	P.3
3. 来訪者財物補償(サロン経営型のみ)	P.3
4. 拡張補償(サロン経営型、無店舗型共通)	P.4~5
保険金をお支払いしない主な場合	P.6~8
保険料について	P.9
保険料お振込先および個人情報のお取扱いについて	P.10
事故にあわれたら	P.11~12
示談交渉について、補償内容の重複について 保険会社破綻時の取扱い、代理店の権限について 約款などの確認依頼	P.12
重要事項のご説明	P.13~15



■この補償制度の概要について

保険契約者であるNPO法人日本ネイリスト協会が、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する団体契約をご案内しています。

●保険契約者 : NPO法人日本ネイリスト協会（以下「協会」）

●記名被保険者 : NPO法人日本ネイリスト協会の会員さま

■加入方法について

加入申込票に署名・押印を頂きます。また、この制度における保険料は、売上高を基準としていますので、ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料(把握可能な直近の決算の売上高の記載がある申込人(または被保険者)作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」)を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また保険料については、10ページをご参照いただき所定の口座にお振込み下さい。なお振込手数料は振込人様負担とさせていただきます。

■補償対象となる業務について（サロン経営者向け、無店舗型向け 共通）

この補償制度で補償対象となる業務は以下のとおりです。

- 理・美容業務…理容、美容業務(散髪、カラーリング等)
- ネイルサービス…ネイルケア、カラーリング、ネイルアート、ハンドケア、フットケア
- 関連サービス…フェイシャルケア、アロマセラピー

※上記以外の業務に起因する事故については保険の対象業務とはなりません。ご了承ください。

1. サロン店舗管理上におけるお客さまへの損害賠償補償 (サロン経営型、無店舗型共通)

施設所有（管理）者賠償責任保険（共通）

漏水補償特約(施設用)付帯

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

このプランでは「漏水補償特約(施設用)」がセットされています。

給排水管等からの蒸気・水の漏出、いつ出等に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

●事故例

- ・窓際に置いてあった花瓶が落下して、お客さまの洋服を汚してしまいました。
- ・ネイルサロン内にて水が漏れ、階下のテナントに損害を与えてしまいました。
- ・ネイルケア中に誤ってお客さまの指を傷つけてしまいました。
- ・フットバスの温度が高くて、お客さまをヤケドさせてしまいました。

●お支払いの対象となる損害について

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等	P. 4記載（拡張費用補償）の「被害者治療費等」に記載のとおりです
⑧初期対応費用	P. 4記載（拡張費用補償）の「初期対応費用」に記載のとおりです
⑨訴訟対応費用	P. 4記載（拡張費用補償）の「訴訟対応費用」に記載のとおりです

上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、上記①から⑨までの保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額（総支払限度額）を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意・承認を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。あわせて、＜拡張賠償補償＞および＜拡張費用補償＞については、別ページ(P. 4～5)を参照ください。

	支払限度額 (1名につき)	支払限度額 (1事故につき)	総支払限度額 (保険期間中)	免責金額 (1事故につき)
身体障害 財物損壊(共通)	1億円	1億円	1億円	1万円

(ご注意ください)

ネイルケア、ネイルアート等の業務の対象者に生じた身体の障害により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して支払う保険金の額は、1事故につき保険証券記載の支払限度額または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めた全ての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、被害者治療費等補償特約等の対象となる場合を除き保険金のお支払いの対象とはなりません。

2. 化粧品、ネイルケア商品等の販売商品によるお客さまへの損害賠償補償(サロン経営型、無店舗型共通)

生産物賠償責任保険

(共通)

●保険金をお支払いする主な場合

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が販売された化粧品やネイルケア商品等に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。
保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

●事故例

- ・販売した化粧品に問題があり、それを使用したお客さまの肌が荒れてしまった。
- ・商品販売時に使用方法を誤ってお客さまに説明したため、お客さまの肌に湿疹ができた。



●お支払いの対象となる損害について

P. 2記載の「お支払いの対象となる損害について」と同内容です。

3. 来訪者財物補償(サロン経営型のみ)

来訪者財物損害補償特約

●保険金をお支払いする主な場合

- 施設内で保管する来訪者の自動車・原動機付自転車以外の財物が、滅失、破損もしくは汚損、または紛失もしくは盗取されたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
- 施設の来訪者が携帯した自動車・原動機付自転車以外の財物の盗取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

●事故例

- ・お客さまからお預かりしたコート汚してしまった
- ・お客さまからお預かりした指輪を紛失してしまった。

●お支払いの対象となる損害について

P. 2記載の「お支払いの対象となる損害について」をご参照ください。支払限度額は以下の通りです。

支払限度額		免責金額 (1事故あたり)
来訪者1名あたり	1事故あたり	
50万円	50万円	なし

※現金または貴重品の損害に対しては、来訪者1名かつ1事故について15万円が限度(免責金額はなし)となります。



4. 拡張補償(サロン経営型、無店舗型共通)



① 拡張賠償補償

次の対象事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償の種類	対象事故	事故例
人格権侵害	損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次に掲げる不当な行為 (a)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損 (b)口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害	サロン従業員のお客さまの容姿についての発言により、名誉毀(き)損されたと訴訟になり、賠償責任を負った。
広告宣伝活動による権利侵害	損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害 ※ 広告宣伝活動による権利による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 (a)名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害 (b)著作権、表題、または標語の侵害	広告に用いた絵が著作権を侵害しているとして、損害賠償請求を受けた。
使用不能損害	損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者が他人の財物(有体物をいい、被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。)を滅失、破損することなく使用不能にしたこと	サロン内で火災が発生し、隣接店舗の出入口をふさいでしまったため、休業を余儀なくされた店舗の収入が減収し、損害賠償請求を受けた。
生産物自体の損害	生産物賠償責任保険に規定する損害が発生した場合に、他人の身体の障害または事故の原因となった生産物(以下「事故原因発生物」といいます。)以外の財物の滅失、破損もしくは汚損についての法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故原因生産物自体の滅失、破損または汚損	販売した化粧品から出火して、化粧品購入者にヤケトをさせてしまったときの、化粧品自体の損害

② 拡張費用補償

被保険者が引受保険会社の同意・承認を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償の種類	費用
被害者治療費等	損害の原因と規定されている事由に起因して、他人に身体障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)を与え、被害者がその身体障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用 (a)被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b)被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c)被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d)見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用 ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。 法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限りです。
初期対応費用	損害の原因と規定されている事由に起因する事故が発生した場合に、被保険者が緊急的な対応のために要した次のいずれかに該当する引受保険会社が承認する費用。 (a)事故現場の保存に要する費用 (b)事故現場の取片付けに要する費用 (c)事故状況または原因を調査するために要した費用 (d)事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用 (e)生産物賠償責任保険で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用 ただし、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限りです。
訴訟対応費用	争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次の費用 (a)被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 (b)訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 (c)被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用等を含みません ただし、被保険者が現実に支出した通常要する費用であって、争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限りです。

拡張賠償補償・拡張費用補償の支払限度額

補償種類		支払限度額(総支払限度額の内枠)			免責金額
		1名につき	1事故につき	保険期間中	
拡張賠償補償	人格権侵害	100万円	100万円	1,000万円	1万円
	広告宣伝活動による権利侵害	100万円	1,000万円	1,000万円	
	使用不能損害	—	100万円	1,000万円	
	生産物自体の損害	—	100万円	1,000万円	
拡張費用補償	被害者治療等	死亡・後遺障害	50万円	1,000万円	なし
		入院	10万円		
	初期対応費用	—	100万円	1,000万円	
	訴訟対応費用	—	100万円	1,000万円	



次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオアイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

<賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散

<施設所有(管理)者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機(財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車(原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していない場合は除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害
- 石油物質が加入者証記載の施設から公共水域(海、河川、湖沼、運河)へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 石油物質が加入者証記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用(被保険者が支出したと否とを問いません。)

等

<漏水補償特約(施設用)でお支払いしない主な場合>

「給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損害」を除き、この特約がセットされた施設所有(管理)者賠償責任保険契約の「保険金をお支払いしない主な場合」と同様となります。

<来訪者財物損害補償特約でお支払いしない主な場合>

- 自動車・原動機付自転車(ゴルフ場で使用する乗用カートを除きます。)の内部または外部に積載された財物に対する損害
- 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物に対する損害
- 受託品の滅失、破損、汚損または盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 携行品の盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害

等

<生産物特別約款でお支払いしない主な場合>

- 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体(生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)
- 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体(仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物(生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。)の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。)およびそれらの回収措置に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された(生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。)財物(完成品。以下同様です。)が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。
ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物(製造品・加工品。以下同様です。)が損壊したことに起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- LPガス販売業務の結果に起因する損害

等

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－人格権侵害>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

等

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－広告・宣伝活動による権利侵害>

- 事実と異なることを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
- 商標、商号、営業上の表示等の侵害によって生じた賠償責任。ただし、表題または標語の侵害を除きます。
- 宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任
- 被保険者の業務が広告、放送、出版またはテレビ放送である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任

等

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－生産物自体の損害>

- 生産物が成分、原材料または部品等として使用されている財物を滅失、破損または汚損した場合
- 生産物(生産物が部品など他の財物の一部を構成している場合にはその財物全体を含みます。)を用いて製造、生産または加工される財物を滅失、破損または汚損した場合
- 仕事の目的物が財物を製造、生産または加工する装置または機械として使用される場合には、その財物を滅失、破損または汚損した場合

等

<拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－使用不能損害>

- 普通保険約款第6条(保険金を支払わない場合)③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」を使用不能にしたことよ
って生じた賠償責任を負担することによって被る損害
- 生産物特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する生産物(以下「生産物」)または仕事(以下「仕事」)の目的物を使用不能に
したことによって生じた賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他の債務不履行に起因して発
生した純粋使用不能損害
- 生産物または仕事の結果が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して、他人の財物を使用不能にしたことによ
って生じた賠償責任。ただし、生産物または仕事の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効
能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が成分、原材料または部品等として使用された(生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的
として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。)財物を使用不能にしたことに起因する賠償
責任
- 生産物が工作機械、製造機械、加工機械、生産ライン等(財物を製造する装置。以下「製造機械等」)または製造機械等の部品である
場合、または仕事の結果が製造機械等の据付、修理、調整等である場合に、製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装
または加工された財物を使用不能にしたことに起因する賠償責任 等

<拡張費用補償でお支払いしない主な場合－被害者治療費>

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等
- 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意
- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- 被害者の心神喪失
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打 等

■保険料について

この補償制度では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。

○ご加入の際には、保険料算出に必要な資料をご提出いただきます。

○新設法人等で、ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

年間保険料表

1. サロン経営型の保険料について

貴社売上高	会員ネイルサロン	認定ネイルサロン	貴社売上高	会員ネイルサロン	認定ネイルサロン	貴社売上高	会員ネイルサロン	認定ネイルサロン	貴社売上高	会員ネイルサロン	認定ネイルサロン
500万円	9,000円	7,000円	2,900万円	16,000円	12,450円	5,300万円	29,240円	22,740円	7,700万円	42,480円	33,040円
600万円	9,000円	7,000円	3,000万円	16,550円	12,870円	5,400万円	29,790円	23,170円	7,800万円	43,030円	33,470円
700万円	9,000円	7,000円	3,100万円	17,100円	13,300円	5,500万円	30,350円	23,600円	7,900万円	43,590円	33,900円
800万円	9,000円	7,000円	3,200万円	17,660円	13,730円	5,600万円	30,900円	24,030円	8,000万円	44,140円	34,330円
900万円	9,000円	7,000円	3,300万円	18,210円	14,160円	5,700万円	31,450円	24,460円	8,100万円	44,690円	34,760円
1,000万円	9,000円	7,000円	3,400万円	18,760円	14,590円	5,800万円	32,000円	24,890円	8,200万円	45,240円	35,190円
1,100万円	9,000円	7,000円	3,500万円	19,310円	15,020円	5,900万円	32,550円	25,320円	8,300万円	45,790円	33,620円
1,200万円	9,000円	7,000円	3,600万円	19,860円	15,450円	6,000万円	33,100円	25,750円	8,400万円	46,340円	36,040円
1,300万円	9,000円	7,000円	3,700万円	20,410円	15,880円	6,100万円	33,650円	26,170円	8,500万円	46,900円	36,480円
1,400万円	9,000円	7,000円	3,800万円	20,960円	16,300円	6,200万円	34,210円	26,610円	8,600万円	47,450円	36,900円
1,500万円	9,000円	7,000円	3,900万円	21,520円	16,740円	6,300万円	34,760円	27,030円	8,700万円	48,000円	37,330円
1,600万円	9,000円	7,000円	4,000万円	22,070円	17,160円	6,400万円	35,310円	27,460円	8,800万円	48,550円	37,760円
1,700万円	9,380円	7,290円	4,100万円	22,620円	17,590円	6,500万円	35,870円	27,900円	8,900万円	49,100円	38,190円
1,800万円	9,930円	7,720円	4,200万円	23,180円	18,030円	6,600万円	36,410円	28,320円	9,000万円	49,650円	38,620円
1,900万円	10,490円	8,160円	4,300万円	23,720円	18,450円	6,700万円	36,960円	28,750円	9,100万円	50,200円	39,050円
2,000万円	11,030円	8,580円	4,400万円	24,270円	18,880円	6,800万円	37,510円	29,180円	9,200万円	50,760円	39,480円
2,100万円	11,580円	9,010円	4,500万円	24,830円	19,310円	6,900万円	38,070円	29,610円	9,300万円	51,310円	39,910円
2,200万円	12,140円	9,440円	4,600万円	25,380円	19,740円	7,000万円	38,620円	30,040円	9,400万円	51,860円	40,330円
2,300万円	12,690円	9,870円	4,700万円	25,930円	20,170円	7,100万円	39,170円	30,460円	9,500万円	52,420円	40,770円
2,400万円	13,240円	10,300円	4,800万円	26,480円	20,590円	7,200万円	39,730円	30,900円	9,600万円	52,970円	41,200円
2,500万円	13,800円	10,730円	4,900万円	27,040円	21,030円	7,300万円	40,280円	31,330円	9,700万円	53,510円	41,620円
2,600万円	14,350円	11,160円	5,000万円	27,590円	21,460円	7,400万円	40,820円	31,750円	9,800万円	54,060円	42,050円
2,700万円	14,900円	11,590円	5,100万円	28,130円	21,880円	7,500万円	41,380円	32,190円	9,900万円	54,620円	42,480円
2,800万円	15,440円	12,010円	5,200万円	28,690円	22,320円	7,600万円	41,930円	32,610円	10,000万円	55,170円	42,910円

※お客様の年間売上高が1億円を超える場合には、取扱代理店まで保険料をお問い合わせください。

2. 無店舗型の保険料について

お客様の年間売上高が700万円以下の場合 → 年間5,000円

※お客様の年間売上高が700万円を超える場合は取扱代理店まで保険料をお問い合わせ下さい。



この制度にご加入いただく際の保険料払込については、下記口座にお振込み下さい。
保険料の払込方法は、現金でその金額を払い込む一時払となります。
詳細は取扱代理店までお問い合わせ下さい。

<保険料払込口座>

三菱東京UFJ銀行 赤坂見附支店
普通口座 口座番号:0085887
口座名義人:特定非営利活動法人日本ネイリスト協会
サロン賠償補償制度窓口

※保険料払込手数料はお振込み人さまご負担とさせていただきます。

※読み仮名は下記パターンでも振込可能です。

■トクティエイリカツドウハウジンニホンネイリストキョウカイサロンバイショウホショウセイドマドグチ

■トクヒ)ニホンネイリストキョウカイサロンバイショウホショウセイドマドグチ

■サロンバイショウホショウセイドマドグチ

※この制度開始日は2017年4月1日です。

2017年3月31日までに加入申込票が取扱代理店(株式会社エヌシーアイ)に到着(FAXも可能)しており、申し込みと同時に上記口座に保険料をお振込みいただく必要があります。

期日から遅れてしまうと補償開始日に変更が生じてしまい、お客さまが不利益を被る可能性があります。この制度開始日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでに生じた事故については保険金をお支払いいたしません。

※ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

※申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※ご加入頂いた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

個人情報のお取り扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

事故にあわれたら

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

① 損害の発生および拡大の防止 ② 相手の確認 ③ 目撃者の確認

ご一報は 株式会社エヌシーアイ まで
連絡先 **03 - 3426 - 7757**

三井住友海上へのご連絡は 事故は いち早く
24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の類を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 引受保険会社は、^(注1) 保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、^(注2) 保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて^(注3) 保険金をお支払いします。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

前ページ (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類 の続き

＜被害者治療費等補償保険金について＞

保険金のご請求に必要な書類
①公の機関(やむを得ない場合は第三者)の事故証明書
②治療費等の請求書または見積書等治療費等の発生を証明する書類
③被害者以外の医師の診断書
④被害者またはその法定相続人の受領証等治療費等の支払を証明する書類

示談交渉について

＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

補償内容の重複について

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。

ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険会社破綻時の取扱い(平成28年12月現在)

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を實質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

代理店の権限について

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

約款・加入者証等の確認依頼

○ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

○ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。

NPO法人日本ネイリスト協会会員向け
賠償補償制度
をご加入いただくお客様へ
重要事項のご説明

この書面では施設所有(管理)賠償責任保険、生産物賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者賠償責任保険 生産物賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約 賠償責任保険追加特約 MSLP特約 支払限度額変更特約 + 施設所有(管理)者特別約款 + 漏水補償特約(施設用) 来訪者財物損害補償特約 (サロン経営型のみ) + 生産物特別約款

(2)補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険 生産物賠償責任保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約

この保険契約にはお客様のご任意でセットできる特約はありません。

(4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5)支払限度額等

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)をご参照ください。

2. 保険料

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客様が実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会賠償補償制度」)または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、NPO法人 日本ネイリスト協会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票^(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)記載の方法により払込みください。パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期

日までの期間に応じて、解約返れい金を

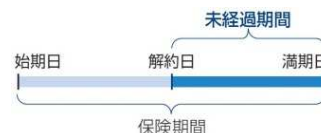
返還させていただきます。ただし、解約返

れい金は原則として未経過期間(右図をご

参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきますことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)をご参照ください。

8. 取扱代理店の権限

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文(「NPO法人 日本ネイリスト協会会員向けネイルサロン賠償補償制度」)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 株式会社 エヌシーアイ
〒154-0017 東京都世田谷区世田谷4-7-6
セイフピア3F
TEL: 03-3426-7757 FAX: 03-3426-9779

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808[ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

承認番号: A16- 103740

使用期限: 2018年4月1日